

報告第20号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

| 番号 | 発生局名 | 専決処分年月日 | 損害賠償の額 | 事件の概要 |
|----|------|-----------|--------------|--|
| 1 | 環境局 | 27. 8. 21 | 円 131,748 | 平成27年7月27日、多摩区菅北浦5丁目7番26号先交差点で、本市中型ごみ収集車が、右折した際、駐車していた被害者所有の軽ライトバンに接触し、破損させたもの |
| 2 | 環境局 | 27. 8. 25 | 円 68,444 | 平成27年7月31日、多摩区長尾2丁目7番11号先路上で、本市小型ごみ収集車が走行中、前方で一時停止した被害者運転の普通乗用車に追突し、破損させたもの |
| 3 | 環境局 | 27. 8. 26 | 円 21,000 | 平成27年8月3日、川崎区*****敷地内で、本市作業員が、本市大型浄化槽車にホースを収納しようとした際、当該ホースが駐車していた被害者所有の軽乗用車に接触し、破損させたもの |
| 4 | 環境局 | 27. 9. 6 | 円 97,200 | 平成27年7月6日、被害者所有のアパート敷地内で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、当該アパートの階段の支柱に接触し、破損させたもの |
| 5 | 環境局 | 27. 9. 8 | 円 46,200 | 平成26年1月4日、宮前区***** **マンション構内で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有のマンションの天井のはりに接触し、破損させたもの |

| | | | | |
|----|-------|------------|--------------|---|
| 6 | 環境局 | 27. 9. 12 | 円 545,440 | 平成23年11月15日、多摩区長沢1丁目5番14号先路上で、本市小型ごみ収集車が走行中、道路を横断してきた被害者運転の自転車に接触し、被害者を負傷させたもの |
| 7 | 環境局 | 27. 9. 25 | 円 91,800 | 平成27年8月7日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、発進した際、電柱の支線を引っ掛け、当該支線が設置されていた被害者所有地のアスファルト舗装を破損させたもの |
| 8 | 環境局 | 27. 10. 9 | 円 53,352 | 平成27年7月16日、川崎区***** **敷地内で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の車止めポールに接触し、破損させたもの |
| 9 | 環境局 | 27. 10. 10 | 円 87,480 | 平成27年9月12日、川崎区***** ***敷地内で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、発進した際、被害者(ア)及び(イ)所有の集積所の扉に接触し、破損させたもの |
| 10 | 環境局 | 24. 7. 30 | 円 345,545 | 平成24年6月16日、幸区河原町1番地先丁字路で、本市大型コンテナ車が走行中、前方で一時停止した被害者(ア)所有の教習用自動車に追突し、破損させ、及び運転していた被害者(イ)を負傷させたもの |
| 11 | 環境局 | 27. 10. 13 | 円 215,240 | |
| 12 | 幸区役所 | 27. 9. 28 | 円 2,160 | 平成27年8月19日、川崎区本町2丁目2番地5先丁字路で、本市公共応急作業車が、左折しようとした際、左側から走行してきた被害者運転の自転車に接触し、破損させたもの |
| 13 | 多摩区役所 | 27. 7. 27 | 円 204,229 | 平成27年5月7日、多摩区三田4丁目5番地先交差点で、本市軽ライトバンが通過しようとした際、左側から走行してきた被害者運転の普通乗用車に接触し、破損させたもの |
| 14 | 消防局 | 27. 7. 31 | 円 18,900 | 平成27年5月25日、横浜市鶴見区矢向6丁目10番9号先交差点で、患者を搬送中の本市救急車が通過しようとした際、左側から走行してきた被害者所有の普通トラックに接触し、破損させたもの |
| 15 | 消防局 | 27. 8. 4 | 円 32,400 | 平成27年6月26日、被害者宅先路上で、火災出場中の本市消防隊員が、本市消防車に消防用吸管を収納しようとした際、当該消防用吸管が被害者所有のコンクリート塀に接触し、破損させたもの |

| | | | | |
|----|-------|------------|--------------|---|
| 16 | 消防局 | 27. 9. 28 | 円 208,670 | 平成27年5月12日、川崎市小田7丁目3番41号先路上で、本市救急車が、川崎消防署小田出張所構内から道路に出ようとした際、左側から走行してきた被害者運転の自転車と接触し、破損させ、及び被害者を負傷させたもの |
| 17 | 経済労働局 | 27. 9. 14 | 円 54,000 | 平成27年5月11日、中央卸売市場北部市場内で、被害者運転の軽トラックが、側溝のグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが跳ね上がり、当該軽トラックを破損させたもの |
| 18 | 環境局 | 27. 10. 19 | 円 83,069 | 平成27年8月25日、麻生区***** ***マンション構内で、本市職員が、ごみの収集作業中、集積所の扉を開けた際、当該扉が駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの |
| 19 | 建設緑政局 | 27. 8. 25 | 円 168,006 | 平成26年5月13日、被害者宅先路上で、被害者が乗ったキックスケーターが、側溝のグレーチング間に生じた隙間に落輪して転倒し、被害者が負傷したもの |
| 20 | 建設緑政局 | 27. 8. 25 | 円 12,312 | 平成27年5月27日、麻生区古沢14番地3先路上で、被害者運転の小型乗用車が走行中、路面に突き出していた土留め用の鋼矢板に接触し、当該小型乗用車が破損したもの |
| 21 | 建設緑政局 | 27. 8. 28 | 円 219,213 | 平成27年5月12日、多摩区東三田2丁目1番1号先路上で、被害者所有の小型乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該小型乗用車が破損したもの |
| 22 | 建設緑政局 | 27. 9. 29 | 円 126,309 | 平成26年8月10日、被害者宅先路上で、街路樹の枝が、強風により折れて落下し、被害者宅敷地内に駐車していた被害者所有の軽トラックを破損させたもの |
| 23 | 建設緑政局 | 27. 10. 9 | 円 113,216 | 平成27年6月14日、宮前区有馬1丁目5番21号先路上で、被害者所有の普通トラックが、側溝のグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングが跳ね上がり、当該普通トラックを破損させたもの |

2 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 平成27年8月26日

公布年月日 平成27年8月27日

川崎市条例第65号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中原区の項区域の欄中「今井南町、今井」を「今井南町」に改める。

(川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市立学校の設置に関する条例(昭和39年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1 川崎市立東住吉小学校の項中「川崎市中原区今井南町1, 111番地」を「川崎市中原区木月住吉町1番11号」に改め、同表川崎市立今井小学校の項中「川崎市中原区今井西町100番地」を「川崎市中原区今井西町3番18号」に改める。

別表第2 川崎市立今井中学校の項中「川崎市中原区今井仲町321番地」を「川崎市中原区今井仲町7番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年9月7日から施行する。

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

| 番号 | 専決処分 年月日 | 被告 | 請求の要旨 |
|----|-------------|-------|--|
| 1 | 27. 8. 7 | ** ** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料441,700円、延滞金及び平成26年12月14日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月40,200円の支払を求めるもの |
| 2 | 27. 8. 7 | ** ** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料238,400円、延滞金及び平成27年5月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月14,300円の支払を求めるもの |
| 3 | 27. 8. 7 | ** ** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料344,100円、延滞金及び平成27年5月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月63,100円の支払を求めるもの |
| 4 | 27.10.16 | ** ** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料218,654円、延滞金及び平成27年7月15日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月37,100円の支払を求めるもの |

| | | | |
|----|------------|----------|---|
| 5 | 27. 10. 16 | ***** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料649,003円、延滞金及び平成27年4月2日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月30,100円の支払を求めるもの |
| 6 | 27. 9. 7 | ** ** ** | 高額所得者と認定され、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、市営住宅の明渡し及び平成27年9月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月178,200円の支払を求めるもの |
| 7 | 27. 9. 7 | ** ** ** | 高額所得者と認定され、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、市営住宅の明渡し及び平成27年9月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月145,000円の支払を求めるもの |
| 8 | 27. 9. 7 | ** ** ** | 高額所得者と認定され、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、市営住宅の明渡し及び平成27年9月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月99,800円の支払を求めるもの |
| 9 | 27. 9. 7 | ** ** ** | 高額所得者と認定され、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、市営住宅の明渡し及び平成27年9月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月74,600円の支払を求めるもの |
| 10 | 27. 9. 7 | ***** | 高額所得者と認定され、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、市営住宅の明渡し並びに平成27年6月1日から同月30日までの当該市営住宅の使用料相当損害金91,800円及び同年9月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月91,800円の支払を求めるもの |

| | | | |
|----|----------|-------|--|
| 11 | 27. 9. 7 | ** ** | 高額所得者と認定され、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、市営住宅の明渡し及び平成27年9月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月68,200円の支払を求めるもの |
|----|----------|-------|--|

(2) 和解

| 番号 | 専決処分 年月日 | 相手方 | 和解の要旨 |
|----|-------------|-------|--|
| 1 | 27. 9. 8 | ** ** | 左記の相手方は、720,200円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成27年9月から平成33年8月までの間は毎月10,000円、同年9月は200円に分割して支払うこととするもの |

